
令和5年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

令和5年9月27日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和5年9月27日 午前8時59分開議

- 日程第1 認定第1号 令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第9 議案第61号 吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 発委第5号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(案)
- 日程第12 発委第6号 高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書(案)
- 日程第13 要望第1号 アンテナショップ土地建物賃貸借料の行政負担について
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第5 認定第5号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第9 議案第61号 吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 発委第5号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）
- 日程第12 発委第6号 高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書（案）
- 日程第13 要望第1号 アンテナショップ土地建物賃貸借料の行政負担について
- 日程第14 閉会中の継続調査について
- 日程第15 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君

税務住民課長 …………… 山根 徳政君 保健福祉課長 …………… 中林知代枝君
医療対策課長 …………… 渡邊 栄治君 産業課長 …………… 堀田 雅和君
建設水道課長 …………… 早川 貢一君 柿木地域振興室長 …………… 深川 千恵君

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前に、先般9月14日の一般質問で、7番、河村隆行議員の質問に対する答弁で一部誤った内容の答弁があるということで、大庭教育次長から訂正の申し出がありましたので、この席で行っていただきます。これを許します。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） おはようございます。

先ほどありましたように、9月14日の7番、河村隆行議員の一般質問に際しまして、答弁に誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思えます。

河村隆行議員の指定管理施設についての質問に際しまして、私のほうが減免について町内・町外の区分はないというふうに申し上げましたが、こちらが誤りでございました。正しくは、あのときに教育長が申し上げましたとおり、常時スポーツ活動をする町内のグループ、それから、町内の保育所・小学校・中学校・高校、それから、町内のスポーツ少年団ということで、町内を対象としたものしかございませんでした。訂正をしてお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（安永 友行君） それでは、次に移ります。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、認定第1号令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第8号令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定についてま

を一括議題とします。

なお、討論、採決については、議案ごとに行いますので御承知おきください。

決算審査特別委員会の報告を求めます。4番、桑原決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（桑原 三平君） それでは、令和4年度決算審査特別委員会の報告を読み上げて報告とさせていただきます。

令和5年9月27日、吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長桑原三平。

令和4年度決算審査特別委員会審査報告書。令和4年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、総務常任委員会、経済常任委員会より各3名の合計6名の委員を選出し、別表1のとおり決算審査特別委員会を設置した。

令和5年9月19日から9月27日までの間において委員会を開催し、審査した。その結果を会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記。

審査案件。1、令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定について。8、令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定について。

審査日。令和5年9月19日火曜日、ヒアリング（総務課、税務住民課、保険福祉課）。令和5年9月20日水曜日、ヒアリング（教育委員会、医療対策課、企画課）。令和5年9月21日木曜日、ヒアリング（建設水道課、柿木地域振興室、産業課）。

決算審査の着眼点。①予算が議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されたか。②予算の執行により行政効果が発揮されたか。また、行財政運営にどのような改善工夫がなされるべきか。

審査のポイント。歳入審査関係。①収入確保に努力が十分なされたか。②予算額に対し調定額はどうか。③収入未済額が発生した原因と理由。④不納欠損額がある場合、その原因と徴収の努力が認められるか否か。歳出審査関係。⑤歳出が歳出予算の目的どおり適正になされたか。⑥成果が十分達成されたか。⑦不用額は妥当であるか。⑧予算の流用は適正か。⑨予備費の充用は適正か。⑩補助金の効果は上がっているか。

審査意見。共通として、①時間外勤務については、新型コロナウイルス感染症や災害対応等考慮すべき点はあるが、従前から指摘しているとおり、規則の順守に努めること。②指定管理施設においては、利用料等を検証し、利用者に不公平感を抱かせることがないよう運営に当たられた

い。③各種税金、利用料等の滞納について、滞納となった原因を調査し、徴収専門員の再配置も含め滞納額の減少に努められたい。

各課に移ります。

総務課。①職員研修は内外の公的研修のほか、民間が実施する研修にも積極的に参加し、さらなるスキルアップに努めること。②文書管理については、監査意見にもあるとおり、全職員の意識統一が図られるよう努められたい。

企画課。①集落の中で人口減少により自治会としての活動が低迷している。地域の再編成と拠点の整備を行い、活力のある地域づくりに努められたい。②空き家バンク制度の活用促進を図るため、他市町村の事例を参考にす等、さらなる努力をすること。③地方創生アドバイザー制度を企画課のみならず、町政全体の事業に有効活用されるよう努められたい。

税務住民課。①地籍調査事業は財源確保が難しい事業ではあるが、町民の生命財産を守る観点からも自主財源の投入も視野に入れ、進捗率の向上を図ること。②環境保全推進協議会の設立後、活動状況が見受けられない。地域においては環境保全は重要であり、活発な活動を促し環境整備・保全に努めること。

医療対策課。①医療は、住民の安全安心に直接係る事業である。今後の展開において混乱が起きないように進められたい。

産業課。①航空レーザ測量の成果図は、森林整備のみならず治山治水、砂防、境界の明確化等、他方面に役立つ優れものである。森林環境譲与税を活用するためにも早急に導入されたい。②農地面積が令和3年度から約15%減少している。原因と現況を調査し、対策を取られたい。

建設水道課。①上下水道事業は、人口減少と施設の老朽化によって将来的に高額な負担が必要となる。近い将来の料金改定には、住民の理解が得られるよう丁寧な説明をされたい。②建設水道課は専門性の高い部署であり、技術系職員の確保・育成に努めるべきである。

柿木地域振興室。①ふれあい会館は災害時の避難所として利用されており、その機能が損なわれることがないように、修繕が必要な箇所は速やかに修繕すること。

教育委員会。①給食調理場は著しく老朽化している施設もあり、統廃合も視野に入れた検討をされたい。②学力の向上と特別支援学級の支援は相乗するものと捉え、教員、支援員の強化に努められたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案のとおり認定することに決定しました。

なお、指摘事項に対して、改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され改善したのか、議会に文書で報告されるよう要請します。

決算審査特別委員会、桑原三平、村上定陽、三浦浩明、庭田英明、河村由美子、大庭澄人。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、決算審査特別委員長の報告が終わりました。

日程第1、認定第1号令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第8号令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまで、委員長に対しての質疑を許します。

なお、質疑は議案番号を示してお願いをします。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいま報告をいただいたところでお聞きをいたしたいと思えます。4ページのほうで、教育委員会、給食調理場について統廃合を視野に入れたということが述べられておりますが、子どもたちへの影響についてどのような検討されたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原委員長。

○決算審査特別委員長（桑原 三平君） このことは、現在の児童生徒の数の人口減による少子化とありまして、なかなか児童も少ない、その児童に対して有効である給食を提供するためのことであり、児童については議論の対象にはしておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより採決をしますが、認定第1号から認定第8号まで個別に行いますので、よろしく願いします。

日程第1、認定第1号令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、認定第1号令和4年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第2、認定第2号令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、認定第2号令和4年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第3、認定第3号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第4、認定第4号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、認定第4号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第5、認定第5号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第6、認定第6号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第7、認定第7号令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、認定第7号令和4年度吉賀町下水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 日程第8、認定第8号令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号令和4年度吉賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

日程第9 議案第61号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第9、議案第61号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日も、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議案第61号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年9月27日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） おはようございます、医療対策課の渡辺です。よろしくお願いいたします。

議案第61号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、詳細説明のほうをさせていただきます。

まず、概要としましては、10月に六日市医療サービス株式会社が所有する医師住宅等の物件について一括譲渡を受けることから、その一部であります有飯地区の医師住宅8棟15戸について、一括医療介護従事者住宅として設置をさせていただくものです。

議案の第1条の設置としましては、町民の健康保持に必要な医療の提供及び、先日議決いただきました病院事業の設置、介護老人保健施設の設置、訪問介護事業所の設置に関する各条例の第1条に規定しております各施設の経営の安定に必要である優秀な医師等の確保、定着化を促進するための医療介護従事者の住宅の設置に関して、必要な事項を定めるものです。

第2項では、各住宅の名称及び位置として別表のほうで定めております。

別表についてが、議案の最終ページを御覧ください。先ほども少し触れましたが、設置及び管理の対象となる住宅につきましては、有飯地区にあります8棟15戸となります。名称につきましては、全ての住宅を医療介護従事者住宅としまして、後ろのところにアルファベットAからHまでで、それぞれの棟のほうを区分しております。

なお、位置につきましては、議案第61号参考資料を御覧ください。地理院地図別紙1というふうにあります。四角囲みで住宅のほうを表示をしております、それぞれ医療介護従事者住宅Aから医療介護従事者住宅Hまでであると思います。こちらの8棟につきましては、今回の条例の設置及び管理に関する条例となっております。なお、ゲストハウスにつきましては、この住宅に供しないということから、この条例の設置管理については外しております。

それでは、先ほどまた議案のほうに戻っていただきますようお願いします。

議案の第2条、入居者の資格としまして、各施設に勤務する医療介護従事者として各号で規定のほうをしております。医療介護従事者としておりますが、基本的には医師のための住宅として考えておまして、常勤医を優先に御入居をいただき、空いた住宅につきましては、非常勤医・研修医等の短期間の宿泊用に活用していきたいと当面のほうは考えております。

少し飛びまして、第5条についてです。次のページです。住宅利用料に関することで、別表のほうに基準額のほうを定めております。これを超えない範囲内で規則で定める規定というふうにしております。

別表は議案の一番最後になりますが、こちらの一番表の中の最後です。利用料基本基準額という部分で示しておりますが、こちらの基準額の算定根拠としましては、町営住宅の家賃算定に準じた算定をしております、その額をそれぞれ設定のほうをさせていただいております。

それでは、また第7条に戻っていただきまして、第7条が敷金に関することで、こちらについても、町営住宅条例に準じて、3か月分の利用料に相当する金額を敷金として設定をしております。

それから、一番下のところ、8条です。第8条では、自治法の規定に基づき、指定管理者に病院の管理を行わせることができるとしております。第4項については次のページになりますが、第4項では、その指定管理者の業務について記載のほうをさせていただいております。

それから、少し飛びます。第11条、修繕費用の負担というところ、それから第12条、入居者の費用負担義務についても、同様に町営住宅条例に準じて規定をしております。

それから、次のページ、最後のページになります。附則です。附則として、この条例につきましては、交付の日から起算して七月を超えない範囲において、規則で定める日から施行というふうにしたいと思っております。

以上で、議案第61号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、詳細説明のほうを終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明は終え、質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。第8条のところ指定管理者による管理

ということが示されております。なぜ指定管理者による管理という選択を持たせたのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

病院に勤められる医師につきましては、指定管理者のほうで雇用されるということでありまして、すぐ修繕等対応が必要だと、いろいろなところのトラブル等についてもすぐ対応が可能だということから、指定管理者に行わせることができるというふうにしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど理由はお聞きをしましたが、管理に要するいろんな経費も発生をすると。その経費についてはどのような扱いとなるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

指定管理者ですので、指定管理料のほうである程度の部分については算定をしたいと思っております。特に大きな修繕につきましては、町のほうの負担になるというようなことで考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうしますと、町内の指定管理施設、10万円までは自分のところでやってくださいと、町は直接は関与しないというふうにはなっておりますが、この医師住宅についてはどういう扱いとするのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

指定管理の選定については、今からということになります。その中でそういったリスク分担表等の整備のほうはしたいと思っております。基本的には同じような扱いになるんじゃないかというふうには思っておりますが、今後、少しその辺を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 第2条の中で医療介護従事者、病院に勤務する医療介護従事者ということがうたってありますが、例えば、従事者ということになれば大変幅が広いと思うんですが、事務職員についても医療介護従事者ということで、事務職についても入居できるということなんですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

先ほども少し触れたところではありますが、基本的には医師に優先的に御入居いただくというふうに思っております。空いたところにつきましても、やはり非常勤医であるとか、研修医さんが短期で泊まるような住宅にしたいというふうを考えておりますので、あまりほかの医療従事者のほうは予定はしておりません。事務職についても同様に、基本的には優先的には入れないというふうに思っておりますので、一応幅広く、どういたしますか、設定のほうをさせていただいたところで御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第6 1号吉賀町医療介護従事者住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決はこれで締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第10. 議案第62号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第10、議案第62号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案の上程に当たりまして、私のほうから一言申し上げておきたいと思います。

さて、本定例会におきまして、さきに上程をさせていただきました議案第60号令和5年度一般会計補正予算（第4号）が否決をされたところでございます。このことは私の不徳の致すところでございまして、議会をはじめ町民の皆様や関係機関・団体に対し多大な御迷惑と御心配をおかけすることとなりました。ここに改めて深くお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

議案審議における質疑及び討論の中での御発言等を受けまして、本日上程する議案において、変更したことについて申し上げておきたいと思います。

まず、歳出におきましては、指定管理者施設等光熱費高騰対策補助金については、町民の皆さんや民間企業とのバランスを問題視する発言や反対討論等が多かったことから、今回は一旦その全額を削除いたします。

また、歳入におきましては、先ほど申し上げました指定管理者施設等光熱費高騰対策補助金や農産物物流強化事業補助金の財源としておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について調整をいたしたところでございます。

次に、今後のことについて申し上げておきたいと思います。

引き続き国の物価高騰対策に係る財政措置や、現在、吉賀町が行っておりますコロナ禍に対する支援対策費の執行状況等を見ながら、相対的に制度設計を行いたいと思っております。

なお、岸田総理におかれましては、10月中に取りまとめます物価高騰対策を含む経済対策の5本柱を先般25日に発表し、昨日26日には閣議で閣僚に対して策定指示をされ、本年度、補正予算案を速やかに編成するとの報道がございました。しかし、我々地方自治体に対しましては、報道された以外の具体的な情報提供は、現段階ではございません。今後、国からの詳細な内容の提示を受けて、事務を進めていくことになろうかと思っております。

既に商工会や生産者団体等との事務的な調整を行ったり、またその準備を進めておりますが、制度設計に至るまでには一定程度時間が必要となります。今後は、財政措置を含めた国の経済対策に注視していかなければなりません。制度設計する期間において、仮に国による具体的かつ十分な財政措置がない場合、あるいは判明しない場合には、町単独の財源、いわゆる一般財源を活用して対処してまいりたいと思います。そして、その上で、遅くとも12月定例議会には補正予

算として上程してまいりたいと考えているところでございます。

以上が、前回の議会での質疑、討論を受けて変更した点と今後の対処方針・方法についてでございます。

そして今回は、今、申し上げましたことに加えまして、これも極めて喫緊の課題であります病院の公設民営化に関することについて追加をさせていただいております。

これから新病院設立に向けて整備基本計画を策定していくわけでございますが、これに係る調査分析委託料、さらに、医療介護従事者住宅の改修に係る設計管理料や工事費について予算措置のお願いをするものでございます。これらにより精査した結果、総額で1億5,241万4,000円を増額する内容で令和5年度一般会計補正予算（第4号）として編成いたしました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは改めて議案上程をさせていただきたいと思っております。

議案第62号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）であります。

令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,241万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,315万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は「第5表地方債補正」による。

令和5年9月27日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくり頂きますして、2ページは、第1表の歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、4億1,059万4,000円に9万2,000円を追加し、4億1,068万6,000円。款15県支出金、項2県補助金、3億6,092万円に1,541万5,000円を追加し、3億7,633万5,000円。3委託料、2,886万9,000円に27万8,000円を追加し、2,914万7,000円。款16財産収入、項1財産運用収入、685万6,000円に172万9,000円を追加し、858万5,000円。款17寄附金、項1寄附金、1,501万円に20万円を追加し、1,521万円。款18繰入金、項2基金繰入金、6億5,814万6,000円から、1億6,024万9,000円を減額し、4億9,789万7,000円。款19繰越金、項1繰越金、1,000円に2億3,042万3,000円を追加し、2億3,042万4,000円。款20諸収入、項5雑入、4,436万円に260万4,000円を追加し、4,696万4,000円。款21町債、項1町債、10億137万6,000円に6,192万2,000円を追加し、10億

6,329万8,000円。これに伴います歳入合計であります、77億8,074万3,000円に1億5,241万4,000円を追加し、79億3,315万7,000円となるものであります。続きまして、3ページは歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、9億7,350万9,000円に657万9,000円を追加し、9億8,008万8,000円。5統計調査費、12万6,000円に25万9,000円を追加し、38万5,000円。款3民生費、項1社会福祉費、11億9,992万8,000円に1,359万8,000円を追加し、12億1,352万6,000円。2児童福祉費、5億2,582万9,000円に1,137万2,000円を追加し、5億3,720万1,000円。款4衛生費、項1保健衛生費、5億3,810万円に4,925万3,000円を追加し、5億8,735万3,000円。款6農林水産業費、項1農業費、4億9,141万4,000円に1,628万6,000円を追加し、5億770万円。款7商工費、項1商工費、1億5,234万円に2,981万9,000円を追加し、1億8,215万9,000円。款9消防費、1消防費、5億4,685万5,000円に1,778万円を追加し、5億6,463万5,000円。款10教育費、項1教育総務費、2億7,579万2,000円に41万円を追加し、2億7,620万2,000円。4社会教育費、1億8,787万1,000円に931万5,000円を追加し、1億9,718万6,000円。5保健体育費、6,171万8,000円に63万3,000円を追加し、6,235万1,000円。款12公債費、項1公債費、8億9,904万6,000円から289万円を減額し、8億9,615万6,000円。これに伴います歳出合計であります、77億8,074万3,000円に1億5,241万4,000円を追加し、79億3,315万7,000円となるものであります。

続きまして、第5表は地方債補正であります、起債の目的、1過疎対策事業債、3億1,030万円を3億2,400万円に、2合併特例事業債、4億3,370万円を4億7,860万円に、3緊急防災・減災事業債、4,020万円を4,310万円、4臨時財政対策債、1,547万6,000円を1,589万8,000円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後で変更ございませんので、お読み取りをいただきたいと思えます。

5ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから、御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第62号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げたいと思えます。

今回の補正予算に係るこれまでの経過といたしますか、内容につきましては、先ほど町長のほう

からのお話もありましたので、説明の内容なんですけれども、参考資料を用いまして、議案第60号から今回議案第62号で提出させていただいておりますけれども、そちらの変更箇所を説明するというので、詳細説明とさせていただければと思います。

それでは、参考資料1ページからでございます。お開きいただければと思います。参考資料1ページの一番上に、議案第62号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）関係資料ということで、その下です。議案第60号との変更箇所について、変更箇所を見え消しという形で表現させていただいておりますので、そのように見ていただきたいということと、右側に四角囲みで変更箇所該当、何ページということで、それぞれ記載をさせていただいております。

変更のかかった部分で予算書を見ようとすると、このページをあたっていただきたいという意味合いでございます。

参考資料の1ページ、それから2ページにわたりましては、先ほど、町長が読み上げられた部分というところでございます。繰り返しになりますけれども、変更があった部分について見え消し表示をいたしておるということです。

それでは、実際の具体の変更箇所の中身について、説明をさせていただければと思います。

歳出予算から説明させていただきますので、資料を進んでいただきまして、6ページをお開きいただければと思います。資料6ページでございます。

総務費、総務管理費、5財産管理費です。右側の説明欄を見ていただきますと、002財産管理総務費というところで、指定管理施設光熱費等高騰対策補助金、各所管ごとに計上させていただいておりますけれども、この部分について全て削除をさせていただいております。

後ほど、歳入のところでも申し上げますが、この財源としては、新型コロナ交付金ということで当初考えておりましたけれども、これについては、この歳出の削除に伴って歳入も調整をさせていただいているというところでございます。

それから、7ページです。衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費でございます。

この変更につきましては、新たに追加をしたいという内容でございます。説明欄の下に、追加という表現で書いております。その下に、設計管理委託料300万円、調査分析委託料941万1,000円、1つ飛ばして、改修工事費3,000万円、この3つの項目について今回追加をさせていただいたということでもあります。

先ほどの議案第61号で説明申し上げましたけれども、医療介護従事者住宅の整備に係るもの、それから新病院の整備基本構想に係るものということでございます。

少しこの中身について、説明をさせていただきたいと思います。参考資料を進んでいただきまして、9ページをお開きください。まず9ページと10ページについて説明をさせていただきます

す。

9ページの一番下のところに、今回新たに追加して予算を上程させていただいた部分について記載をさせていただきました。設計管理委託料として300万円、改修工事費として3,000万円ということであります。

この説明なんですけれども、9ページの上に戻っていただきまして、六日市医療サービス株式会社から譲渡を受ける医療介護従事者住宅の改修についてというタイトルのその下です。3戸の住宅について改修を行いたいというふうに考えておりまして、その経費ということでございます。

その物件については、(1)で記載しておりますとおり、住宅のB、E、Fというものでございます。それぞれの位置については、参考資料、次の10ページのほうに地図を載せておりまして、AからHまでございますが、このうちB、E、F、ちょうど赤く表示をしている物件ということになります。この3つの住宅について改修工事を行いたいということです。

9ページの中段にお戻りいただきます。参考資料9ページの中段です。(3)改修の目的というところを見ていただきたいと思います。

現在、医師が入居している住宅は、有飯地区にまとまっており、六日市医療サービス株式会社が所有する物件が8棟(15戸)、社会医療法人石州会が所有する物件が2棟(2戸)の計10棟(17戸)でございます。そのうち5棟(5戸)について、現在医師が入居しているという状況です。

公設民営化する「よしか病院」では、全体で8名の医師の確保について取り組んでいる状況にございまして、少なくとも8戸の物件を医師の住宅として確保したいと考えております。

10月に六日市医療サービス株式会社から所有する物件について、一括譲渡を受けるべく、今進めておりますけれども、現在、空き家となっております一戸建ての物件3棟(3戸)、これは先ほどB、E、Fという表現をしましたが、その部分です。この住宅について改修を行いまして、医師の確保に向けて、住環境を整備したいという内容となっております。

(4)の改修の内容です。水廻り等の設備の更新、内装材の張替え、間取りの変更、そうした部分、主なところなんですけれども、こうしたことを行いたいという内容です。

(5)改修のスケジュールでございまして、10月に六日市医療サービス株式会社さんから町のほうが譲渡を受けるということ、その後、設計管理業務の入札、発注、それから、改修工事の入札、発注というふうに進めまして、来年3月に完成をさせたいというふうに今考えているところです。

先ほど申し上げた、その下の(6)補正予算額(案)ですけれども、要する費用といたしまして、設計管理委託料が300万円、改修工事費が3,000万円となるというところでございま

す。

それから、予算書の数字でいきますと、941万1,000円の部分、これをまた追加していただきますけれども、その説明は参考資料の11ページというところになりますので、お聞きいただければと思います。

新病院設立に向けた整備基本計画策定支援業務委託についてというところでございます。(1)といたしまして、業務委託の内容でございます。新病院建設に向けた基本計画を策定し、来年度以降の基本設計から建設に向けた事務の基礎としたいというところ。そのために計画策定支援業務について委託をしたいというふうに考えております。その委託業務の主な部分ですけれども、その下に5つほど記載をしております。1つ目が新病院の基本方針の策定、2つ目として部門別計画の策定、3つ目として施設整備計画の策定、4つ目として整備手法の比較検討、最後に収支計画の試算。

非常に細かな項目がその下にいろいろ検討項目が入っていますけれども、大きくグループといえますか、分けますとこうしたことの業務を、委託をしたいということでございます。

次の(2)です。入札・発注方法ですけれども、公募型プロポーザル方式による事業者選定を予定しております。(3)主な事業スケジュールでございまして、10月に事業者選定、11月に契約、それから直ちに事業の開始、来年の3月には、事業の完了というふうに予定をしておるという内容でございます。

11ページの一番下ですけれども、(4)補正予算額(案)ということで、調査分析委託料941万1,000円の計上をいたしておるということです。

今言いました部分については、このたび新たに追加をさせていただいたというところで、お読み取りをいただければと思います。

それでは、すみません、参考資料を行ったり来たりで申し訳ないですけれども、8ページでございます。

参考資料の8ページを見ていただきますと、農林水産業費、農業費、3農業振興費というところで、見え消しで表示をさせていただいております。ここの部分につきましては、議案第60号におきまして、財源調整をさせていただいた部分がございますが、そこを今回の歳出予算の内容に合わせまして、表現としては、財源調整については行わないということで見いただければと思います。

歳出予算については以上でございます。

歳入予算に移ります。すみません、資料をお戻りいただきまして、4ページでございます。

参考資料4ページの上になりますけれども、国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。議案第60号におきまし

ては、3,542万円の予算計上しておいたものを、今回は9万2,000円ということで減額をさせていただきます。

この内容につきましては、先ほど歳出で申し上げた指定管理施設等の光熱費高騰対策補助金の部分、それから農業振興費のところの説明をさせていただいた部分が、減額というところに当たります。

この9万2,000円がありますけれども、これにつきましては、生活安全対策費のところ計上させていただきました地域公共交通対策費、これにつきましては、そのまま残しておるところでお読み取りください。

それから、資料4ページの中段から下です。繰入金、基金繰入金でございます。1財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金も数字を調整させていただきます。

この部分につきましては、先ほど来、説明をしております歳出予算の変更に伴って予算調整をさせていただきますというものでございます。

農業振興費における部分、それから今回の新たに追加いたしました地域医療対策に関する部分、そうしたものの調整の中で、予算計上させていただいておりますというところでございます。

それから、その下の5地域福祉基金繰入金です。これは新たに追加をさせていただいております。940万円の予算計上があると思います。これについては、先ほど地域医療対策費の中で説明した調査分析委託料、ここの財源となるというところでお読み取りいただければと思います。

それから、5ページに移っていただきまして、町債、町債、3合併特例債でございます。

追加というところで、その他3,130万円の予算計上があるかと思っております。これにつきましては、これも病院の関係でございますけれども、医療介護従事者住宅の設計管理の委託料、それから改修工事費、ここの部分の財源となるというところでお読み取りをいただければと思います。

結果として、参考資料、3ページにまたさらに戻っていただきまして、3ページにおきましては、歳入歳出予算事項別明細書のそれぞれ歳入歳出の総括表でございます。今申し上げた歳出、あるいは歳入の予算変更に伴って、当然この総括表も変更がかかっておりますので、その部分についてお示しをさせていただいておりますというところで見いただければと思います。

以上で、議案第62号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時21分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第62号の一般会計補正予算（第4号）が議題に上がったところです。

課長の説明は終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほどの御説明の中で資料のほうでいきますと、本日提出していただいた資料の11ページにあります、新病院設立に向けた整備基本計画策定支援業務委託についてということがございますが、この中で既に町としての一定の、このぐらいとか想定をしているものはまとめられているのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 想定しているものというのは、この構想みたいなイメージでしょうか。——はい。町としての構想というのは一応、当初持ちました基本構想、8月4日のときに全員協議会のときにお示しをしました基本構想というのを持っておりますので、それがベースになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうしますと、施設はそれで動かされるんですけども、設備について、特にMRI等の高額の医療機器類、これについてはどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

基本構想の中では設備のほうまではまだ触れていないということでもありますので、この業務委託の中で話をしていくというところは考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 医療介護従事者の住宅の件で3戸の改修費用が3,000万円計上されておりますが、3戸を取りあえず改修するということは3人の医師の確保が決まったということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

医師の確保については現在も取り組んでいる最中ということでもありますので、決まったというわけではございませんが、8名を目指して今取り組んでいるというような状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 了解しました。ということは、とりあえず3戸というその理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 今現在、空き家になっている平屋の世帯用という物件が3棟あります。その3棟について全て改修をするということでありまして、集合住宅もあるんですが、集合住宅のほうは比較的新しく、今は改修の必要はないだろうというところでとりあえず早期にやりたいのが3棟ということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） これは最初に出されたところの分の関係とちょっと分からなくなったのでお聞きをいたしますが、財産収入のところでは予算書の8ページに医師住宅貸付収入として172万9,000円が上がっておりました。この分については、先ほど説明をいただいた六日市医療サービスのほうから譲り受ける住宅の利用料ということになるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

医師住宅貸付収入の中身ですが、こちらについてはおっしゃるとおり、六日市医療サービス株式会社が所有をしております物件で現在、石州会のほうへ貸付けをしている物件になりますので、現在、今5棟に入居されておるといことですので、今度は吉賀町が石州会に対して3月までの期間というところで5棟の医師住宅の貸付けを受けるというような内容でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） そうしますと、先ほど条例可決しましたけれども、それとの関係はどうなっていたか、確認をお願いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

これは当初補正予算ですので、まだ条例可決前ということもあるんですが、先ほどちょっとすみません、言い間違えました。六日市医療サービスが貸付けをしているのが5棟のうち3棟あります。2棟は石州会独自に所有されているものです。すみません。3棟の部分の貸付収入になります。

それと、先ほどの条例とどうなっているかというところなんです、8棟のうちのその3棟分については現在も石州会の医師が入居しておりますので、その部分についての貸付収入というこ

とになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと補足させていただきますけれども、条例の施行はまだもうちょっと先を考えておまして、現在のところは10月からは普通財産の貸付けとして今は考えております。ですので、収入のほうも住宅使用料じゃなくて、ここの普通財産貸付収入のほうに組みさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、このたび減額となった部分の交付金の関連で、町長の御説明では12月の定例会までというお話ですが、数点、確認をさせていただきたいんですが。

第2回吉賀町議会定例会参考資料の33ページにあります、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の推奨事業メニューの中の事業者支援に「エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援」というものがございます。この中小企業の賃上げ環境の整備などの支援というのは、最低賃金を引き上げたものに対する支援、そういうものも制度上含まれるものなのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、先ほどの質問にお答えをします。

中小企業の賃上げ環境の整備などの支援ということですが、今、申し訳ありません。具体的にこういうところがケースに当てはまるという材料は持っておりませんので、調査というか、研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先般の質疑のところで、この地方創生臨時交付金の締切が10月2日であるという旨のことを私のほうから発言をさせていただきました。とはいっても、必要に応じて実施計画の変更ができるというふうに制度上はなっていると聞いておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、お答えをします。

国が示したスケジュールによると、今後も変更可能だということを示されています。県庁に問い合わせをしたところでは、12月頃にもう一度変更計画の申請があるんじゃないかということで聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の交付金のところで聞きますが、先般の予算には指定管理の施設についての燃料代であったり、電気代であったりというものがされていましたが、町が委託する事業、例えばごみの収集運搬等ここらでも大変大きな打撃を受けているところではありますが、このところは今度、制度設計するに当たってどういうふうにするというものを持っているのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

今回、指定管理施設の光熱費等高騰分に対してということで当初やっておりましたけれども、当然これから見直しをかけていくわけですので具体的な制度設計に今から入りますけれども、なぜそうしたいかというのは結局、民間を含めてもそうなんですけれど、この公共施設の場合は使用料に反映することができません。ですので、公共施設の光熱費が上がったら、その分はもう事業者さんがかぶらなければいけません。

そういった意味で今回この交付金を使わせていただいて、光熱費なり燃料費の高騰のほうに補填するという考え方でありますので、そういった考え方からすると当然、委託事業も委託分の単価を上げれば別ですけども、例えば5年契約——ごみなんかですと5年契約でたしかやっているとしますので、その間は同じ単価でやるということになります。そうすると、その燃料費が上がった分は事業者さんがかぶらなければいけないということになりますので、そういった観点でやっぱり委託事業についても見直しをかけていかなければならないというふうに思っております。ですので、次回に提案するときにはそういったものを含めて提案したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の副町長の答弁からすると、私が聞くのには、本来なら最初のところに入れていて当たり前だと、そういう内容だというふうに聞き取れました。使用料にも反映しない。ですから、収入として上がってこない。そういう趣旨のものに対して、もう少し前の段階での準備が怠っていたのではないかということが言えるというふうに考えます。したがって、今後の中で制度設計するに当たって、もう少し丁寧に例えば指定管理の施設でも上がっていない施設、この前、一覧で出されましたけれども、例えば「仙人の手」がよう見つけられなかったの、なぜ入っていないのか分からなかったんですが、そういうふうにしてやること。

もう一つ、やっぱり町内の事業者さんとの御意見をしっかりと伺う、そういうことを今後の制

度設計に当たって行っていくのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 今、御指摘のことについてはまさにそのとおりであると思ひまして、もう施設の管理の面ばかりに目がいっておひまして、委託事業まで目がいっていなかったということは私どもの不手際だろうというふうにおひしております。

それから、もう1点ありましたように、事業者さんの声を聞くと。これも当然のことです。ですから——もちろん、商工会とか、そういった団体を通じてはやっておるんですけども、それ以外のところでもやはりいろんな声を聞きながら、どういったそうした手法がよいのか、そういったことを含めて早急に対応していきたいというふうにおひしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほどの件に関連ですが、一応こうやって予算を下げられたわけですので、このたびの予算には関係ないかと思うんですけど、関連がありますので、お聞きしておきますけれど。この取り下げたということは、完全に白紙に戻して、ゼロから民間も含めた制度設計をされていくのかどうかというのをお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

一つの制度でできるのかどうかもちょっとまだ検討しておひませんが、一つはこうやって今回、公共施設の指定管理の補助ということで提案をさせていただきましたが、それに係る部分は当然また継続して検討していかなければいけないというふうにおひしております。

それからまた、それとは別設計で民間対策であるとか、そういったところもやはり検討していかなければいけないというふうにおひしておりますので、二本立てになるのか、一本立てになるのか、ちょっとそこはまだ今から考えていきたいというふうにおひしますが、そういった意味で両方の視点で進めていきたいということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 二本立てになるか、一本立てになるかということですが、やはり指定管理とか委託事業の内容は十分に承知した上で今質問しているわけですが、こうやってコロナが4年間続いて今説明がありましたように、指定管理施設の状態というのは分かりますけれど、民間もかなり打撃を受けているわけです。それで、やはり行政の公平性から言ったら、二本立てがあるかもわからんというようなことじゃなくて、一本立てでやるべきだとおひしますよ。それは町の建物、施設を管理してもらっているんだからということはあるでしょうけれど、それは指定管理料で結構な支援をしとるわけですよ。民間も燃料だけじゃなくて原材料も上がっていますよ。

それに比例して、それじゃ上げられるかという、なかなかそこはできていないところがあるわけです。だから、こういうときにやはり公平に町内の商工業者あるいは農業者も含めて支援をしていく。片方は実費でその差額を全部支援する、片方はつまみあてがいみたいに、ある金を分配する、そういうやり方はちょっと住民が納得するやり方じゃないと思いますけれど。その辺のところここでここがたがた言っても仕方ないんですが、次に出される予算があるわけですので、それを見てまた私も判断したいと思いますけれど、やはり住民の皆さんが納得できる予算措置でない駄目だと思いますよ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。（発言する者あり） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） すみません。先ほどの白紙ということは、二千何百万円の予算を計上されましたよね、指定管理施設に対して。それをゼロにして、一からやり直すという解釈でよろしいんですか。それは残して、手当ができた財産を指定管理施設じゃないところに割り振りするという考えなのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

冒頭の部分ですが、二本立てと言ったのは、別に民間をやめるという意味じゃなくて、その両方を網羅した形で一つの制度ができるか、あるいは指定管理は指定管理、民間は民間という2つの制度になるのか。そういった意味で言ったものでして、決して一つをやめるとか、そういうことではないので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

それから、指定管理施設のことで一旦ゼロにするかということですが、考え方はやはり高騰対策ですので、そこところは踏襲していかなきゃいけないと思いますし、それを指定管理者の方に全額を負わせるということにはならないかというふうに思います。ですので、冒頭、町長も言いましたけれども、民間対策でこの交付金が不足するようであれば、一般財源をつぎ込んででもそちらもやっていくというふうに冒頭の挨拶で言いましたので、そういう形で新しい制度設計も進めていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先ほど来、皆さんが質問しておられる件なんですけれども、町長が冒頭に第62号の説明がありまして、先ほども副町長が言われたように、不足する部分は一般財源を出してでもということですが。

私が言いたいのは、この温泉指定管理の施設に対して数値を例年のと今年度と昨年度、その比率を出して金額をはじいたということでありましたから、それが何%というのは分かりませんが、今現実、民間も非常に厳しい状況なんです。といたしますのが、御承知のようにコロナ資金、運転資金といいますか、無利子の資金を借りて現在4月から返済が始まっております。これは全国

ネットなわけなんです、町内におきまして、それを借りたばかりにもっと借金のほうが膨らんで、来月うちは店を閉めようか、倒産手続きしようか、というのが現実あるんですよ、今現在。

それほど地域も厳しい現状にあるということを執行部の方も十分、まあ認識はされていると思うんですけども、やはりその辺りは商工業であつたりすれば産業課のみならず、企画課も一緒になって地域の実情というのに足を運んで実態の調査をしていただいて——ただでさえ人間が減少していく中で商店街が一つずつ明かりが消えていくということは、人口増加にはとてもじゃないけれどつながりませんし、新たな企業も云々ということもありません。

それと今、吉賀町が抱える問題の第一は病院のことだろうというふうに思いますけれども、それも大事です。このことも大事なわけですから、そのことをきっちり状況を把握して、このたびは予算を一旦下ろして新たに12月あるいは早ければ11月かもしれません、制度設計が間に合わないという話もありましたが、それはやはりきちんとした算定基準というものを出して今、指定管理に出している算定基準と同じ基準額で——それも個々に相違があると思いますが、算定して、いち早く本当に12月まで待てない状況があるということを御承知の上で一刻も早く手当をするというふうなことを町長、お約束してもらわないと、この場はなかなか厳しいというふうな気もするんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 基本的な考え方につきましては、先ほど副町長が申し上げたとおりでございます。

それから、私の考えは上程の前でこちらのほうでお話をさせていただいたとおりでございまして、先ほども御議論ございましたが、私といたしましては先般、残念ながら否決に至ったこの議案について質疑があつたり、それから反対討論もございました。

これはやはり真摯に受け止めて、今回その否決になった予算案を改めて手直しをして上程をさせていただいたつもりでございます。説明したとおりでございます。したがって、これから後刻のところでは検討を当然させていただきますけれども、遅くとも12月の定例会ということでございますから、言ってみれば——逆を言えば、状況が許せば臨時会の招集もできるわけでございますから、条件が整えば、そうした対応もさせていただく準備があるということは申し上げておきたいと思っております。

それから、先般、否決になって今日に至るまでちょうど今週の月曜日のところから申し上げましたが、岸田総理は、国の経済対策ということで5本の柱を表明されて、昨日、閣議のほうで各閣僚のほうへ早急に指示を出して10月の末までにその内容を取りまとめて、最終的には補正予算で上げていこうと、こういったことを今アナウンスをしていただいております。

まず、我々が期待するのは、地方、自治体に対してどれだけの財源をいただけるのかなという

ことでございます。今日、今朝も新聞各紙で報道がございますが、読み取れるのは、低所得者向けの給付と地方向けの交付金のお話でございますが、低所得者向けの給付については、現金や、使い道を一定範囲に絞るクーポンなどを念頭に詳細を詰めるということ、それから地方向け交付税につきましては、エネルギーや食料品価格の高騰に苦しむ家庭や事業者に対し、自治体が地域の実情に合わせて支援するためのものです。ここまでしか書きぶりが無いわけですので、これから追って我々のほうへその具体のものが届いてこようかと思っております。

それと、これも新聞にありますように、やはり地域の実情をしっかりと掌握、把握をさせていただいて、既に始まっておりますが、商工会であったり、あるいは生産者団体、JAさんであったり、こうした関係機関、団体と協議をしながら、どうした形ですれば皆さんにその支援が行き届くのか、あるいは一定程度のところまで行き届くのか、これはやはり公の施設、指定管理とのバランスが取れる形で考えていきたいなと思っております。そのバランスの取り方がどういう形で取るかということも大変重要な部分でございますから、そうした思いで担当課、直接的には産業課であったり、企画課になろうかと思っておりますが、やはりその福祉の面もあつたりということを考えますと、あらゆるセクションが関わりを持ってこるところでございますので、全庁を挙げて庁議の中でも協議をしながら取りまとめをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 資料の11ページ、業務委託ですが、ちょっと確認のためにお聞きしますが、この公募型プロポーザル方式に応募していただける事業者の方、もちろん地元にはいないわけですし、なかなか県内でもないと思います。そうした事業者、応募していただく方のおおよその検討とかいうのは何社かおられて、またその辺の資格とか経験とか、やはり病院を設立するということになると、かなりの業者でないといけないと私は考えていますが、その点分かる範囲内で教えてください。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

おっしゃられたとおり、実施要領とか今、作成中でございますが、その中でもいろいろ資格要件とかのほうも検討しております。

おっしゃられるように、やはり県内、それから町内は当然ですが、受けられる業者さんはやっぱりいないのかなというふうには考えておまして、全国で見ましても、そうたくさんはないのかなと理解をしております。一応、過去5年間の実績があるとか、責任者については10年以上の経験をしているとか、そういったような少し要件を設けようというふうに考えておりますので、たくさんの方が手を挙げてくるということは少し考えにくいかなとは思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 同じく今の支援業務の委託についてですが、ここの主な業務項目の3番目に、施設整備計画の策定ということで建物等の配置概要、また基本計画図面の作成ということで上がっております。

この公募する時点においては、建設する場所について、既に町として目途等は持っているのか。また、建物自体が何階建ての建物、屋根の形式等、そういうことに至るまで町として今、一定の方向性を持っているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

町としての一定の基準等、一定の内容を持っているかというような御質問だと思いますが、現時点においてはその辺についてはまだプランを立てておりません、まさしくこの中で少し話をさせていただきたいというふうに思っています。特に、施設基準とか様々難しいような内容がありますので、そういったところは専門の業者の方の見地をいただきながら進めていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 2点ほどお聞きします。

1点は、このアンテナショップの記念式典のことです。大変その式場が狭い場所で行われるわけですけど、十分な安全対策、その辺のことは駐車場を含めてされているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、ここに「ゆ・ら・ら」のろ過装置の改修が出ていますけれど、当初予算と合わせて2,470万円何がしかの予算が出ていますが、把握していたら教えてください。ボイラーの状態というのはどのようになっていますか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

アンテナショップの20周年の記念イベントですけど、安全対策につきましては、警備員も今、予算見積りは4名の配置を考えておまして当然、駐車場の敷地を式典の会場ということで考えておりますので、県道のところに警備員の配置等を今考えております。

駐車場につきましては、隣の廿日市の宮内センターというところがございますけれど、そこをお願いをして駐車場を借りるのと、近隣に駐車場があれば、ちょっとお願いをして、そこに向けて来賓の方の駐車スペースを確保したいというふうなことで今検討をしているところでございま

す。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、むいかいち温泉「ゆ・ら・ら」のボイラーの件ということなんですけれども、先般、ZEBで改修を行いました際にメインのボイラーは更新をしております。ただ、チップボイラーに関しては平成20年ですか、設置をした当時のままとなっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） この参考資料の9ページ、住宅改修のことでちょっとお聞きします。3戸ほど空き家のところを直すということで説明を受けましたが、ほかの住宅も恐らく年度が昭和56年ということが書いてあり、皆古いと思います。今、入っておられる先生方もです。その3戸は新しい先生が入る。今、入っておられる先生方の住宅もかなり老朽化しておるんじゃないかなと、自分の想像ですが。その辺のことは今から改修ということも考えておられるのか、お伺いします。

それと改修工事について、この予算で見ると改修工事が3,000万円ぐらいの予定になっておりますが、地元の業者さんに優先的な公募をかけるのかどうか、その辺のこともお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） まず1点目の質問にお答えしたいと思います。

今現在、入居されている住宅についても、やはり同じ年度で建てられておりますので、中には同じような状況なのかなというふうにはちょっと想像はつきます。まだ中を見させてもらったわけじゃないので分かりませんが、そういうふうな感じをしておりますので、これについては今回3棟ということではありますが、また状況を見ながら改修はしていきたいというふうに考えております。今の棟数、戸数についてはある程度確保していかないといけないと考えておりますので、その辺については次年度以降のところの計画で考えていきたいというふうに考えております。

それから、2点目ですが、改修工事につきましては、地元業者を当然、優先で考えているというふうには思っております。ただ、年度途中で少し工期が短いこともありますので、その辺りは少し心配をしておりますので、その辺りのところで選定については今から少し検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 新病院設立に向けた整備基本計画の中の基本方針の救急医療体制です。これは基本構想の中からと言われて、この前の病院事業の設置等に関する条例のときにもお聞きしたんですが、救急医療体制が基本構想の中では14ページです。

一次救急への対応、また救急搬入者の85%から86%の方が軽症、中等症の患者であるため、電話対応を含め、というようなことが書いてあって、今後これを基に検討されると思うんですが、今実際に行われている救急の対応と大きく乖離してくると思われるんですが、そういうことはないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

救急対応についてということになると思いますが、先般も追加資料というところでお配りをさせていただいた、石州会職員に対する説明会の資料の中でも述べております。これまでどおり、救急車の受け入れは行いますということです。ですが、特に休日・夜間についてはトリアージをして、よしか病院で対応できない場合は、圏域等の急性期病院へお願いすることになりますということであります。

現在の状況でもそういう場合のケースというのは多分あるかというふうに思っております。一旦、電話等で対応させていただきたいというのは、そういったところの判断が事前にある程度できるのかなというところで、そういうふうに考えております。現在の状況から少し変わる部分があるかなとは考えておりますが、これについては少しそういったところでスタートしたいなというふうな考えはあります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 医療対策課は、今の救急体制を維持するという基本的なこの考えを持っておられるのか、新しくまた救急体制をそのように変更していくと。この前もMRIの機器がどうかという話もありましたが、やはり一番関心のあることで、一番大事なことだと思うんです、救急は。それをやはりこうするんだというしっかりとしたメッセージを出してもらわないと、基本構想で書いてあるからと言われても、なかなか分からないと思うんですよね。その辺の明確な課長の答弁をお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

明確になるかどうか分かりませんが、言われたとおり、完全な維持はできないというふうには考えております。ただ、やはり公設民営化、民間の病院から公設民営化になる中で、あるいは人

口が減少していく中で、できる限りのことはしていきたいというふうには考えております。ですので、先ほど言ったような対応に少し変更というか、考えを見直しをしながら少しずつ進めていきたいなというふうに考えております。

これについては、また今後、運営を委託予定されているカタクリ会さんともいろいろな協議をしながら、ある程度方向性を固めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 参考資料の11ページ、施設整備計画の中のこれはいつまでに出るのかということと、それからその中で今後、検討するという中にMRIは全く入っていないのか、その辺をお聞きします。MRIも検討する考えがあるのかどうかもお願いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

こちらの業務委託については、3月末までの期間としておりまして、これの大きな目的が、基本計画を策定するというようなことになろうかと思っておりますので、こちらについては3月までには完成をさせるということになろうかと思っております。

それから、2点目のMRIについては、先日も少し答弁をさせていただいたところですが、職員の説明会の際にも「MRIは今後、置かれたいだろう」というような話をちょっとさせていただいたところがありますので、この中でも検討のほうはしていくんだらうというふうには思っていますが、恐らくその辺は費用対効果的にも少し難しいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は一般会計補正予算（第4号）について、反対の討論を行います。

まず最初に、反対に至った理由を申し述べたいと思いますが、実は3月議会の当初予算のときに私は反対の討論を行いました。そして、否決も行いました。そのとき大変、町民の皆さんから「よくやった」と、「議会の権威を示した」というお褒めの言葉もあり、また逆に「議会は何をやっておるんだ」と、「町民生活を考えていないのか」という声もいただきました。そのときに私は反対討論で、町民に対する補助金10%カット、それは理解できない、町民も理解できないということで反対討論を行いました。

否決のほうの原因であります。その後、5%のカット、縮小で修正が出されまして、私のほか全員が、この修正に賛成をしました。否決をしたのに、僅か5%の縮小幅で、議会が全員賛成に回りました。その時に、また同じように、町民の皆さんから非常に厳しい意見と肯定する意見をいただきました。

あれだけ当初予算という年度の一番大きい予算を、議会が否決をして僅か5%、金額にして僅かですが、それを修正しただけで、今度は全員が賛成に回ったということで、大変町民の皆様からお叱りも受け、またよくやっさと、よく決断したという声もお伺いしました。

私は反対討論をした一人としまして、このことを本当に教訓として、長くこの9月議会までずっと考えておりましたが、そのことを含めてこのたび否決をしました。

そして、今日また修正案と言いましょうか、それが出ましたが、再び反対討論をしております。

まず、そこを先に述べまして、それから反対の理由を申し上げますが、前回否決のときに、町長は、次の新聞報道であります。議会の議決を真摯に受け止めると、先ほども言われましたが、真摯に受け止めるということを述べられまして、新聞にも報道されておりましたが、私は町長の真摯に受け止めるということを、本当に期待をしておりました。

ところが、先ほどからいろんな議論が出ておりますが、先送りであります。つまり議会で反対された理由が、町民とそれと指定管理者との間の不公平感があると、これが主な理由で、8対3という圧倒的多数で否決をされました。それを受けて、町長は真摯に受け止めるということを述べられましたので、一般財源でも注入して、その対策に当たるんかと思いましたが、今日述べられました案では、先送りであります。

しかも、国の政策を見て、そして国の制度設計を見て、そして、町が独自の制度設計をすると、遅くても12月までには出すということでありました。

それはそれで分かりますが、今、町民の皆さんは大変困っております。私は、ここは真摯に受け止めるのであれば、一般財源を注入してでも、町民対策に当たるべきだと私は思っております。

以上で、この修正案と言いましょうか、先送りという現実を見まして、私は一般会計補正予算(第4号)に反対をいたします。

以上です。

○議長(安永 友行君) 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) はい。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) はい。賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第62号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（9名）

村上 定陽君	三浦 浩明君
桑原 三平君	河村由美子君
松蔭 茂君	河村 隆行君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（2名）

桜下 善博君	大庭 澄人君
--------	--------

日程第11. 発委第5号

○議長（安永 友行君） 日程第11、発委第5号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 発委第5号、令和5年9月27日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、経済常任委員会委員長河村隆行。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、山村地域の活性化のための貴重な財源である森林環境譲与税をより一層有効に活用し、循環型林業を実現させていくため。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

森林環境譲与税は、森林経営管理制度とともに令和元年に導入され、島根県内においても、間伐等の森林整備や路網整備、高性能林業機械の導入、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、市町村等の推進体制の強化に活用されており、行政と民間が一体となって取り組んでいる「伐って使って植えて育てる」循環型林業の推進のための原動力となっています。

令和4年度の島根県内の執行状況は、県、市町村とも、単年度譲与額を大きく超える額を予算化して執行されており、令和元年度からの累計でも高い執行率となっています。

現在、国産材を使っていこうとする動きが強まっており、これを機に森林・林業・木材産業を成長させ、山村地域を支える産業として発展させることが、我々の使命であると考えています。

つきましては、今後とも、山村地域の活性化のための貴重な財源である森林環境譲与税をより一層有効に活用し、循環型林業を実現させていくために、下記事項に取り組みられるよう強く要望します。

森林の整備と森林資源の活用を一体的に進める循環型林業を一層推進するため、森林環境譲与税については、森林の多い地域への配分を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

島根県吉賀町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣です。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、発委第5号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第12. 発委第6号

○議長（安永 友行君） 日程第12、発委第6号高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書（案）ということで説明いたします。

発委第6号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、総務常務委員会委員長三浦浩明。

高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、利用者の負担増につながらない処遇改善を行い、人材を確保するため。

次に、意見書（案）について読ませていただきます。

高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書（案）

厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護給付費分科会において介護報酬改定に向けた議論が進められています。分科会資料には職員の人手不足を感じている事業所の割合が、看護職員44.7%、介護職員64.4%、訪問介護員80.6%とほとんどの事業所で職員不足を感じており、訪問介護職の有効求人倍率は15.5倍であることが示されています。

また、介護事業所の倒産件数を、東京商工リサーチの調べから見ると、令和4年には143件と前年比76.5%増、全業種の倒産件数の前年比6.6%と比べ大幅に増えています。

この要因は、コロナ禍による利用者の減、光熱費・燃料費・食料品費等の高騰、介護業界の人材不足が指摘されています。特に人材不足については、公益財団法人介護労働安全センターが行った「介護労働実態調査」から、65歳以上の労働者が働く事業所が68.0%と、高齢化も進んでいる実態が示されています。

先の分科会に全国老人福祉施設協議会からの「令和6年度介護報酬改定に向けた要望」では、賃上げの余力がない中で「既に異業種への人材流出が見られるなど、介護人材の確保は困難を極めつつある」と現状を訴え、異業種への人材流出を防ぐための給与格差の是正のための原資確保を求めています。

よって、令和6年度の介護報酬改定に当たり、今後の介護需要に対応できる人材確保のため、国会並びに政府におかれましては、下記の対策を実現されるよう求めます。

記

1. 介護職員と他職種の賃金バランスが崩れない基本報酬増額で、職員の処遇改善をはかり、物価高で苦しむ利用者・被保険者の負担増につながらない国庫負担で増額分をまかなうこと。

2. 食費・居住費にかかる基準費用額を物価上昇率・賃金上昇率にスライドするよう検討すること。その際、利用者の負担限度額を今以上にあげないこと。

3. 複雑化した介護保険サービス報酬体系を利用者サイドに立って再設計し、簡素でわかりやすく、利用者に理解しやすいものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わります。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、発委第6号高齢者福祉・介護施設・事業所で働く人の処遇改善を求める意見書（案）を採決します。本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（1名）

桑原 三平君

日程第13. 要望第1号

○議長（安永 友行君） 日程第13、要望第1号アンテナショップ土地建物賃貸借料の行政負担についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、11番、庭田議員の退場を求めます。

〔11番 庭田 英明君退場〕

○議長（安永 友行君） それでは、本案についての経済常任委員会の報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 委員会審査報告書。吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長河村隆行。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

1、事件の番号、要望第1号。件名、アンテナショップ土地建物賃貸借料の行政負担について。審査年月日、6月13日、産業課との意見交換。7月19日、アンテナショップ関係者との意見交換。7月20日、食と農・かきのきむら企業組合との意見交換。9月12日、委員会協議。審査結果、採択（賛成多数）。

審査意見、アンテナショップ土地建物賃貸借料については、以前から議会でも議論があったところである。今年度当初に、町はオーガニックビレッジ宣言を行い、5年間の有機農業実施計画を策定しており、現時点において、アンテナショップの必要性を否定することはできない。有機農産物を主とした町内産品の供給量の増大をはかられ、さらには、アンテナショップの本来の機能である情報受発信基地としての機能強化を強く希望し、3年後に見直しを含めた検証をされたい。

以上、報告します。

○議長（安永 友行君） それでは、これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 委員長にお伺いしますが、経済常任委員会では、採択ということで、賛成多数ということではありますが、それでは反対者がおったということですが、反対者はどういうふうな理由で反対だったのか分かりますか。

○議長（安永 友行君） 7番、河村経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 時間を、時間といいますか、この3年間というのを明記するほうがいいんじゃないかという意見がありまして、3年後の見直しを含めた検証をするという文言を入れるために、そういう意見があったものです。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 詳しくないんであれですけども、3年後の見直しを含めた検証をされたいと、3年後の基準は、どういった内容でしょうか。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 賃貸借料、家賃を出すのを、3年をめどにという意味合いが大きいと思うんですが、そこで、この本質はやはり農産物の増大を、ここにも書いてありますが、はかるということが大きなウエイトを占めてくると思うんです。

しっかりと生産を行い、それを供給して販売店に回してあげて、販売店もしっかりとそこで回っていくという、この生産を増やすということが一番大事なところで、3年というのをひとつのめどにして、そこまでしっかりと頑張ってもらいたいという意味合いも含まれております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） アンテナショップの経営に関する権限、実際に企業組合さんのほうで、どういう経営をするのかということまで、なかなか突っ込んだ検討というのは、現場に常にいるわけではないので、非常に困難であると考えます。

その点で、現在の店長に、そういう部分をしっかりと任せると、そういう件について委員会の中で、どのような検討がされたのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 7番、河村経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 企業組合との意見交換や、産業課との意見交換、企画課との意見交換もありましたが、アンテナショップの現地に行きまして、いろんな意見をお伺いし、先ほど申しましたが、品物が足りないというのがまず1番に感じられました。そこでいろいろな企業組合さんは生産者のグループですから、販売の方はどうかと思うんですが、やはり品物を供給するという、これをしっかりと担保してほしいという思いが、委員会でも話になりました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、要望第1号アンテナショップ土地建物賃借料の行政負担についてを採決します。
この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、この要望は採択とすることに決定をされました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

反対（0名）

○議長（安永 友行君） ここで11番、庭田議員の除斥を解きます。入場されるまでしばらくお待ちください。

〔11番 庭田 英明君入場〕

日程第14. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） それでは、11番議員が入場されましたので、引き続き日程第14、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、6件の研修会へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会に執行部側から提案をさせていただきました、大方の議題につきまして、可決承認の議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

しかしながら、本定例会におきまして、私自身3回目となります予算案否決という事態を、経験をさせていただきました。

先ほどの議案上程の際にも申し上げましたが、このことは取りも直さず、私の不徳の致すところでございます。改めて深くおわびを申し上げたいと思います。

今回の補正予算案否決という事態を受けまして、本当に多くのことについて考え、自分自身のあり方についても、大いに悩んだのは事実でございます。この間、私なりに自問自答しながら熟慮いたしました。自分に与えられた試練であると受け止めまして、地域をはじめ、本当に多くの重たい課題が山積している町政でございますが、これに対して引き続き取り組み、誠実に職責を全うしてまいりたいと、心を新たにしたところでもございます。

そして、今回も本会議の中、議案審議、あるいは一般質問の中で、大変多くの貴重な御意見を拝聴したところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行において反映をしてみたいと思います。

それでは以上をもちまして、簡単でございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議は閉じます。

令和5年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員